

2013年6月

設例

公開草案 ED/2013/7

ED/2010/8「保険契約」の改訂

## 保険契約

コメント期限:2013年10月25日

# 設 例

## 公開草案「保険契約」

コメント期限：2013年10月25日

These Illustrative Examples accompany Exposure Draft ED/2013/7 *Insurance Contracts* (issued June 2013; see separate booklet). The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **25 October 2013** and should be submitted in writing to the address below or electronically via our website [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Confidentiality requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2013 IFRS Foundation®**

**All right reserved:** Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB provided that such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of these Illustrative Examples has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASS', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

## 設 例

# 公開草案「保険契約」

コメント期限：2013年10月25日

これらの設例は、公開草案 ED/2013/7「保険契約」（2013年6月公表：別冊参照）に付属するものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2013年10月25日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々のウェブサイト [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) を通じて‘Comment on a proposal’のページから電子的に提出されたい。

すべての回答は公開の記録に掲載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とするが、秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

**注意書き：**IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

#### コピーライト © 2013 IFRS Foundation®

**不許複製・禁無断転載：**本公開草案のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売又は配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限り、IASB へ提出するコメントを作成する目的でのみ作成可能である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

これらの設例の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’ は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

|   |             |
|---|-------------|
| はじめに  | IE1         |
| <b>保険契約からの構成要素の分離</b>   | <b>IE3</b>  |
| 設例 1——勘定残高を有する生命保険契約からの構成要素の分離                                  |             |
| 設例 2——終身保険契約からの構成要素の分離  |             |
| 設例 3——保険金請求処理サービスを有するストップロス契約からの構成要素の分離                         |             |
| <b>企業が発行する保険契約の当初認識時の測定</b>                                     | <b>IE4</b>  |
| 設例 4——企業が発行する保険契約の当初認識時の測定                                      |             |
| <b>保有している再保険契約の当初認識時の測定</b>                                     | <b>IE8</b>  |
| 設例 5——保有している再保険契約の当初認識時の測定                                      |             |
| <b>企業が発行する保険契約の事後測定</b>   | <b>IE9</b>  |
| 設例 6——企業が発行する保険契約の事後測定  |             |
| <b>保険契約収益及び費用の表示</b>  | <b>IE12</b> |
| 設例 7——保険契約収益及び費用の純損益及びその他の包括利益計算書での表示                           |             |
| <b>直課可能な新契約費の事後の認識</b>  | <b>IE16</b> |
| 設例 8——直課可能な新契約費の事後の認識   |             |
| <b>ポートフォリオ移転で取得した保険契約の測定</b>                                    | <b>IE19</b> |
| 設例 9——ポートフォリオ移転で取得した保険契約ポートフォリオの測定                              |             |
| <b>企業結合で取得した保険契約の測定</b>   | <b>IE21</b> |
| 設例 10——企業結合で取得した保険契約の測定   |             |
| <b>企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に係る測定及び表示</b> | <b>IE23</b> |
| 設例 11——企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約          |             |
| <b>移行時の残高の認識及び認識の中止</b>   | <b>IE26</b> |
| 設例 12——移行時の残高の認識及び認識の中止   |             |
| <b>移行時の保険契約の測定</b>  | <b>IE28</b> |
| 設例 13——移行時の保険契約の測定  |             |

## 〔案〕 国際財務報告基準第 X 号「保険契約」

### 設 例

これらの設例は、本基準〔案〕に付属するものであるが、その一部を構成するものではない。これらは本基準〔案〕の各側面を例示しているが、解釈上のガイダンスの提供を意図したものではない。

### はじめに

- IE1 以下の設例は、設例に示している限定的な事実関係に基づく保険契約の会計処理の特定の諸側面に、企業がどのように本基準〔案〕の要求事項を適用する可能性があるのかを例示することを意図している。それらの要求事項を適用する方法を十分に評価するには追加的な事実関係が必要となる可能性が高いであろう。それぞれの設例に続く評価は、本基準〔案〕を適用することのできる唯一の方法を表すことを意図したものではない。
- IE2 本設例は、本基準〔案〕及び適用指針の中の特定の論点を扱う。
- (a) 保険契約からの構成要素の分離 (IE3 項参照)
  - (b) 企業が発行する保険契約の当初認識時の測定 (IE4 項から IE7 項参照)
  - (c) 保有している再保険契約の当初認識時の測定 (IE8 項参照)
  - (d) 企業が発行する保険契約の事後測定 (IE9 項から IE11 項参照)
  - (e) 保険契約収益及び費用の表示 (IE12 項から IE15 項参照)
  - (f) 直課可能な新契約費の事後の認識 (IE16 項から IE18 項参照)
  - (g) ポートフォリオ移転で取得した保険契約の測定 (IE19 項から IE20 項)
  - (h) 企業結合で取得した保険契約の測定 (IE21 項から IE22 項参照)
  - (i) 企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に係る測定及び表示 (IE23 項から IE25 項)
  - (j) 移行時の残高の認識及び認識の中止 (IE26 項から IE27 項参照)
  - (k) 移行時の保険契約の測定 (IE28 項から EI29 項参照)

## 保険契約からの構成要素の分離（第 9 項から第 11 項及び B31 項から B35 項）

IE3 第 10 項及び B31 項から B35 項は、非保険構成要素を保険契約から分離するための要求事項を定めている。以下の各設例は、それらの要求事項がいくつかの契約にどのように適用されるのかを例示している。

### 設例 1：勘定残高を有する生命保険契約からの構成要素の分離

#### 事実パターン

ある企業が、勘定残高を有する生命保険契約を発行する。保険契約者は CU1,000 の保険料を契約開始時に支払う。勘定残高は、保険契約者が支払う任意の金額により毎年増加し、所定の資産からのリターンを用いて計算される金額により増加又は減少し、下記で構成される手数料により減少する。

- (a) 勘定残高の年率 1.5%での資産管理手数料
- (b) 年率 CU125 での保険手数料（死亡給付金 CU5,000 の 2.5%として算定）

契約は、以下の支払を約束している。

- (a) 保険契約者が死亡した場合には、死亡給付金 CU5,000 及び勘定残高に等しい金額
- (b) 保険契約者が契約を解約した場合には、勘定残高に等しい金額（すなわち、解約手数料はない）

勘定残高と同等であるが保険カバーを伴わない投資商品を別の金融機関が販売している。

企業は、資産管理サービス又は勘定残高を分離すべきかどうかを検討する。

#### 資産管理サービスの分離

この契約において、

- (a) 保険契約者は資産管理サービス及び保険カバーの提供から別個に便益を受けることができる。これは (i) 所定の資産からリターン（資産管理サービスを提供する企業の履行義務）を受け取ること及び (ii) 保険要素から死亡給付金を受け取ることにより行われる。
- (b) 死亡給付のリスク及び価値は、勘定残高に累積される金額に左右されない。

したがって、投資管理サービスは区別できる（B33 項から B35 項参照）。これらを保険契約から分離して、IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」<sup>(a)</sup>を適用することにより会計処理することになる。

#### 勘定残高の分離

比較可能な投資商品の存在は、構成要素が区別できる可能性があることを示唆している（B31 項参照）。しかし、保険カバーが提供する死亡給付金に対する権利は、



**設例 1：勘定残高を有する生命保険契約からの構成要素の分離**

勘定残高と同時に失効するか又は満期を迎えるかのいずれかである。これは、保険と投資の構成要素に高い相関関係があり、それゆえ区別できないことを意味する（B32 項参照）。したがって、勘定残高を保険契約から分離せず、本基準 [案] を適用して会計処理することになる。

- (a) IASB は、保険契約に関する本基準 [案] を最終確定する際に、必要に応じて、IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」と整合的にするため本提案における要求事項を更新する予定である。

**設例 2：終身保険契約からの構成要素の分離****事実パターン**

ある企業が、保険契約者がいつ死亡したとしても CU5,000 の死亡給付金を支払うことを約束する伝統的な終身保険契約を CU1,000 の保険料で発行する。契約は死亡前に保険契約者が契約を解約し、当初は CU100 に等しく年率 10% ずつ増加する金額（すなわち、解約返戻金）を受け取ることを認めている。企業は、保険金請求処理部門（受け取った保険金請求を処理する）と資産管理部門（投資を管理する）を有している。

企業は、保険金請求処理サービス、資産管理サービス又は解約返戻金を保険契約から分離すべきかどうかを検討する。

**保険金請求処理サービス及び資産管理サービスの分離**

保険金請求処理及び資産管理サービスは、企業が契約を履行するために実施しなければならない活動の一部であり、企業は当該活動が発生するにつれて保険契約者に財又はサービスを移転することはできない。したがって、B33 項に従えば、当該サービスは履行義務ではなく、保険契約から分離すべきでない。したがって、両方とも本基準 [案] を適用して会計処理することになる。

**解約返戻金の分離**

契約は、保険契約者が死亡した場合には CU5,000、保険契約者が死亡前に契約を解約した場合には解約返戻金のいずれかを約束している。したがって、死亡給付金の価値は CU5,000 と解約返戻金累計額との差額である。さらに、保険要素と投資要素の両者は一緒に失効する。したがって、B32 項に従えば、投資要素は保険要素と高い相関関係があり、区別できない。したがって、投資要素を保険契約から分離せず、本基準 [案] を適用して会計処理することになる。

**設例 3：保険金請求処理サービスを有するストップロス契約からの構成要素の分離****事実パターン**

ある企業が、事業主（保険契約者）にストップロス契約を発行する。当該契約は事業主の従業員に医療保障を提供するもので、下記の特徴を有している。

**設例 3: 保険金請求処理サービスを有するストップロス契約からの構成要素の分離**

- (a) CU25 百万（「ストップロスの閾値」）を超える従業員からの保険金請求合計についての 100% の保険カバー。事業主は、従業員からの保険金請求を CU25 百万まで自家保険とする。
- (b) 今後 12 か月間に従業員の保険金請求を処理する保険金請求処理サービス（保険金請求がストップロスの閾値 CU25 百万を超えるかどうかを問わない）。企業は、事業主に代わり従業員の医療保険金請求を処理する責任を負う。

企業は、保険金請求処理サービスを分離すべきかどうかを検討する。企業は顧客に代わり保険金請求を処理する類似のサービスが市場で販売されていることに留意した。

**保険金請求処理サービスの分離**

B34 項における区別できるサービスを識別するための 2 つの要件の両方を、このケースでは満たしている。

- (a) 保険金請求処理サービス（事業主に代わり従業員の保険金請求を処理するサービスに類似）は、保険カバーなしに単独のサービスとして販売されている。
- (b) 保険金請求処理サービスは、保険カバーとは独立して保険契約者に便益を与えている。当該サービスがなければ、保険契約者は従業員のためにそうしたサービスを提供する必要がある。

さらに、B35 項の要件は満たされていない。保険金請求処理サービスに関連するキャッシュ・フローは保険カバーに関連するキャッシュ・フローと高い相関関係がなく、企業は保険金請求処理サービスを保険要素と統合するという重要なサービスを提供していないからである。

したがって、企業は、保険金請求処理サービスを保険契約から分離して、それらを IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」の提案を用いて会計処理することになる。

**企業が発行する保険契約の当初認識時の測定（第 12 項から第 16 項、第 18 項から第 28 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項）**

- IE4 第 18 項では、保険契約を当初認識時に次の合計額で測定することを企業に要求している。
- (a) 履行キャッシュ・フローの金額（第 19 項から第 27 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項に従って測定）
- (b) 契約上のサービス・マージン（第 28 項に従って測定）
- IE5 履行キャッシュ・フローがゼロよりも大きい場合、第 15 項では、保険契約を履行キャッシュ・フローの金額で測定し、対応する費用を純損益に認識することを企業に要求している。契約上のサービス・マージンは存在しないことになる。
- IE6 第 22 項では、契約ポートフォリオの履行に直接関連するすべてのキャッシュ・イ

ンフロー及びキャッシュ・アウトフローを履行キャッシュ・フローに含めることを企業に要求している。B66 項は、それらのキャッシュ・フローの例を提供している。これには、個々の保険契約ポートフォリオに合理的かつ首尾一貫した基準で配分することのできる直課可能な新契約費が含まれている。

IE7 次の設例は、企業はそれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

#### 設例 4：企業が発行する保険契約の当初認識時の測定

ある企業が、単一のポートフォリオを形成する保険契約を発行する。カバーは保険契約の発行日に開始する。企業は、保険契約者からの保険料の期待現在価値（EPV）は CU900 に等しく、リスク調整は CU30 に等しいと見積る。さらに、

- 設例 4A では、企業は将来の費用の EPV は CU720 に等しいと見積る。これは下記のコストで構成される。
  - 保険契約ポートフォリオに直接関連するコスト CU690（予想保険金 CU600 及び直課可能な新契約費 CU90 で構成される）
  - 保険契約ポートフォリオに直課可能でない新契約費 CU30
- 設例 4B では、企業は将来の費用の EPV は CU1,020 に等しいと見積る。これは下記のコストで構成される。
  - 保険契約ポートフォリオに直接関連するコスト CU990（予想保険金 CU900 及び直課可能な新契約費 CU90 で構成される）
  - 保険契約ポートフォリオに直課可能でない新契約費 CU30

当初認識時に、企業は当該ポートフォリオを次のように測定する。

|                     | 設例 4A    | 設例 4B      |
|---------------------|----------|------------|
|                     | CU       | CU         |
| キャッシュ・アウトフローの EPV   | 690      | 9 0        |
| キャッシュ・インフローの EPV    | (900)    | (900)      |
| リスク調整               | 30       | 30         |
| 履行キャッシュ・フロー         | (180)    | 120        |
| 契約上のサービス・マージン       | 180      | -          |
| <b>当初認識時の保険契約負債</b> | <b>-</b> | <b>120</b> |

当初認識の直後に、最初の分の保険料を受取り（CU300）、新契約費を支払う（CU120、そのうち CU90 は契約ポートフォリオに直課可能であり、CU30 は直課可能でない）。保険契約負債の帳簿価額はそれらのキャッシュ・フローの結果として次のように変動する。

**設例 4：企業が発行する保険契約の当初認識時の測定**

|                      | 設例 4A      | 設例 4B      |
|----------------------|------------|------------|
|                      | CU         | CU         |
| キャッシュ・アウトフローの EPV    | 600        | 900        |
| キャッシュ・インフローの EPV     | (600)      | (600)      |
| リスク調整                | 30         | 30         |
| 契約上のサービス・マージン        | 180        | -          |
| <b>当初認識直後の保険契約負債</b> | <b>210</b> | <b>330</b> |

企業は以下の金額を純損益に認識する。

|                        | 設例 4A     | 設例 4B        |
|------------------------|-----------|--------------|
|                        | CU        | CU           |
| 当初認識時の損失               | -         | (120)        |
| 契約ポートフォリオに直課可能でない新契約費  | (30)      | (30)         |
| <b>当期に認識される利得／（損失）</b> | <b>30</b> | <b>(150)</b> |

**保有している再保険契約の当初認識時の測定（第 41 項から第 42 項）**

IE8 第 3 項では、保有している再保険契約に本基準 [案] を適用することを企業に要求している。企業は、当該契約の当初測定を、履行キャッシュ・フローに第 41 項に従って測定した契約上のサービス・マージンを加算した金額で行うことになる。次の設例は、企業が保有している再保険契約をどのように当初認識時に測定するのかを例示している。

**設例 5：保有している再保険契約の当初認識時の測定**

ある企業が、30%の比例再保険契約を締結し、同時に、対応する基礎となる保険契約を発行する。再保険カバーは再保険契約の購入前に発生した事象に関するものではない。

企業は、対応する基礎となる保険契約を当初認識時に次のように測定する。

|                   | CU  |
|-------------------|-----|
| キャッシュ・アウトフローの EPV | 900 |

**設例 5：保有している再保険契約の当初認識時の測定**

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| キャッシュ・インフローのEPV               | (1,000)  |
| リスク調整                         | 60       |
| 履行キャッシュ・フロー                   | (40)     |
| 契約上のサービス・マージン                 | 40       |
| <b>当初認識時の保険契約（保険料を受け取る直前）</b> | <b>-</b> |

保有している再保険契約に関して、企業は次の見積りを行う。

- (a) キャッシュ・インフローの EPV は CU270 である（基礎となる保険契約に係るキャッシュ・アウトフローの EPV である CU900 の 30%の回収額）。
- (b) リスク調整は CU18 である（企業は、保有している再保険契約が基礎となる契約から生じるリスクの 30%を削減すると見込んでいるため、リスク調整を元受保険契約に係るリスク調整 CU60 の 30%として測定する）。
- (c) キャッシュ・アウトフロー（再保険者に支払う一時払再保険料から、再保険者から受け取る出再手数料を控除）の EPV は次のとおりである。
- (i) 設例 5A において：CU300
- (ii) 設例 5B において：CU280

再保険カバーは再保険契約の購入前に発生した事象に関するものではないため、保有している再保険契約から生じる資産の測定は次のようになる。

|                                  | 設例5A     | 設例5B     |
|----------------------------------|----------|----------|
|                                  | CU       | CU       |
| キャッシュ・インフローのEPV（回収）              | 270      | 270      |
| キャッシュ・アウトフローのEPV（出再手数料控除後の出再保険料） | (300)    | (280)    |
| リスク調整                            | 18       | 18       |
| 履行キャッシュ・フロー                      | (12)     | 8        |
| 契約上のサービス・マージン                    | 12       | (8)      |
| <b>当初認識時の再保険契約</b>               | <b>-</b> | <b>-</b> |
| 純損益に与える影響は次のとおりとなる。              |          |          |
| <b>当初認識時の利得／（損失）</b>             | <b>-</b> | <b>-</b> |

## 企業が発行する保険契約の事後測定（第 29 項から第 32 項及び B68 項）

- IE9 第 29 項は、各報告期間の末日現在の保険契約の帳簿価額は次の合計額としなければならないと要求している。
- (a) 同日現在の履行キャッシュ・フロー（第 19 項から第 27 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項に従って測定）
- (b) 同日現在の契約上のサービス・マージンの残額
- IE10 第 30 項では、当初認識後に、将来キャッシュ・フローが将来のカバー及び他の将来のサービスに関するものである場合には、企業が当該将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りととの差額について契約上のサービス・マージンを調整することを要求している。発行した保険契約に係る契約上のサービス・マージンを負の値としてはならないので、企業は契約上のサービス・マージンの帳簿価額を超える不利な変動を純損益に認識することになる。
- IE11 次の設例は、企業がそれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

### 設例 6：企業が発行する保険契約の事後測定

ある企業が、保険契約ポートフォリオを発行する。3 年のカバー期間は契約の発行時に開始する。単純化のため、本設例では、貨幣の時間価値及びリスク調整には重要性がなく、すべての保険金は発生時に支払われると仮定する。

カバー期間の開始時に、企業は合計 CU900 の保険料を受け取り（それ以外の保険料は見込んでいない）、年間の期待キャッシュ・アウトフローは CU200 となると見積る（合計 CU600）。しかし、第 2 年度に発生した保険金請求は、予想保険金とは異なっており、設例 6A では CU150、設例 6B では CU450 に等しい。その結果、第 2 年度の期末に、企業は、第 3 年度の見積りを改訂する。したがって、この設例におけるキャッシュ・フローは次のようになる。

|                                       | 第 1 年度    | 第 2 年度    | 第 3 年度    |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| <b>当初認識時の期待キャッシュ・アウトフロー：</b>          | <b>CU</b> | <b>CU</b> | <b>CU</b> |
| 設例 6A 及び設例 6B の場合                     | 200       | 200       | 200       |
| <b>第 2 年度の末日現在の実際／期待キャッシュ・アウトフロー：</b> |           |           |           |
| 設例 6A の場合                             | —         | 150       | 150       |
| 設例 6B の場合                             | —         | 450       | 450       |

企業は、サービスはカバー期間にわたり均等に提供されると見積る。したがって、第 30 項から第 32 項に従って、契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり均等に純損益に認識することになる。

**設例 6：企業が発行する保険契約の事後測定****設例 6A**

第 30 項から第 31 項に従って、企業は、第 2 年度の期末にキャッシュ・フローの変動を次のように会計処理することになる。

- 期待将来キャッシュ・フローの減少 CU50 により契約上のサービス・マージンを CU50 増額させる（及び、改訂後の契約上のサービス・マージンを残りのカバー期間にわたり定額法で純損益及びその他の包括利益計算書に認識する）。
- 当期の実際キャッシュ・フローと当該キャッシュ・フローの従前の見積りとを比較した減少 CU50 は、将来のカバーに関連しない実績調整であり、純損益に直ちに認識する。

したがって、企業は保険契約を次のように会計処理することになる。

|                | 当初認識     | 第 1 年度     | 第 2 年度     | 第 3 年度   |
|----------------|----------|------------|------------|----------|
|                | CU       | CU         | CU         | CU       |
| 期待キャッシュ・アウトフロー | 600      | 400        | 150        | —        |
| 期待キャッシュ・インフロー  | (900)    | —          | —          | —        |
| 履行キャッシュ・フロー    | (300)    | 400        | 150        | —        |
| 契約上のサービス・マージン  | 300      | 200        | 150        | —        |
| <b>保険契約負債</b>  | <b>—</b> | <b>600</b> | <b>300</b> | <b>—</b> |

契約上のサービス・マージンの調整表は、次のとおりである。

| 契約上のサービス・マージンの変動               | 当初認識       | 第 1 年度     | 第 2 年度     | 第 3 年度   |
|--------------------------------|------------|------------|------------|----------|
|                                | CU         | CU         | CU         | CU       |
| 期首残高                           |            | 300        | 200        | 150      |
| 純損益に認識                         |            | (100)      | (100)      | (150)    |
| マージンに追加した将来キャッシュ・アウトフローの見積りの減少 |            | —          | 50         | —        |
| <b>期末残高</b>                    | <b>300</b> | <b>200</b> | <b>150</b> | <b>—</b> |

第 60 項に従って算定した金額は、次のように純損益に認識される。

**設例 6 : 企業が発行する保険契約の事後測定**

|  | 合計<br>CU   | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>C | 第 3 年度<br>CU |
|--|------------|--------------|-------------|--------------|
| サービスの移転を反映する契約上のサービス・マージンの変動                     | 350        | 100          | 100         | 150          |
| 将来キャッシュ・フローの見積りの変更のうち契約上のサービス・マージンを調整しないもの       | -          | -            | -           | -            |
| 当期中に発生した実際キャッシュ・フローと当該キャッシュ・フローの従前の見積りとの差額(実績調整) | 50         | -            | 50          | -            |
| <b>利益 / (損失)</b>                                 | <b>400</b> | <b>100</b>   | <b>150</b>  | <b>150</b>   |

**設例 6B**

第 30 項及び第 31 項に従って、企業は、第 2 年度の期末にキャッシュ・フローの変動を次のように会計処理することになる。

- 予想将来キャッシュ・フローの増加 CU250 を次のように処理する。
  - 残存する契約上のサービス・マージンを CU100 減額してゼロにする（発行した保険契約に係る契約上のサービス・マージンは負の値とすることができないため）。
  - 将来の見積りの変更の残額 CU150 について、費用を直ちに純損益に認識する。
- 当期の実際キャッシュ・フローと当該キャッシュ・フローの従前の見積りとを比較した増加額 CU250 は、将来のカバーに関連しない実績調整であり、純損益に直ちに認識する。

したがって、企業は保険契約を次のように会計処理することになる。

|                | 当初認識<br>CU | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|----------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 期待キャッシュ・アウトフロー | 600        | 400          | 450          | -            |
| 期待キャッシュ・インフロー  | (900)      | -            | -            | -            |
| 履行キャッシュ・フロー    | (300)      | 400          | 450          | -            |
| 契約上のサービス・マージン  | 300        | 200          | -            | -            |
| <b>保険契約負債</b>  | <b>-</b>   | <b>600</b>   | <b>450</b>   | <b>-</b>     |



**設例 6：企業が発行する保険契約の事後測定**

契約上のサービス・マージンの調整表は、次のとおりである。

| 契約上のサービス・マージンの<br>変動                    | 当初認識<br>CU | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|---|------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高                                    |            | 300          | 200          | —            |
| 純損益に認識                                  |            | (100)        | (100)        | —            |
| マージンから減額した将来キャ<br>ッシュ・アウトフローの見積りの<br>増加 |            | —            | (100)        | —            |
| <b>期末残高</b>                             | <b>300</b> | <b>200</b>   | <b>—</b>     | <b>—</b>     |

第 60 項に従って算定した金額は、次のように純損益に認識される。

|  | 合計<br>CU     | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|
| サービスの移転を反映する契約<br>上のサービス・マージンの変動                             | 20           | 100          | 100          | —            |
| 将来キャッシュ・フローの見積り<br>の変更のうち契約上のサービ<br>ス・マージンを調整しないもの           | (150)        | —            | (150)        | —            |
| 当期中に発生した実際キャッシ<br>ュ・フローと当該キャッシュ・フ<br>ローの従前の見積りとの差額(実<br>績調整) | (250)        | —            | (250)        | —            |
| <b>利益／(損失)</b>   | <b>(200)</b> | <b>100</b>   | <b>(300)</b> | <b>—</b>     |

### 保険契約収益及び費用の表示（第 56 項から第 59 項及び B89 項から B91 項）

IE12 第 56 項では、保険契約収益を純損益及びその他の包括利益計算書に表示することを企業に要求している。B88 項から B91 項は、保険契約収益を測定する方法に関するガイダンスを提供している。

IE13 第 58 項は、純損益及びその他の包括利益計算書に表示する保険契約収益及び発生保険金は、第 10 項(b)に従って分離されていない投資要素を除外しなければならない

## ILLUSTRATIVE EXAMPLES ON INSURANCE CONTRACTS

いと述べている。

- IE14 さらに、第 74 項では、資産ポジションにある保険契約と負債ポジションにある保険契約の帳簿価額が、キャッシュ・フローや純損益及びその他の包括利益計算書に認識された収益及び費用にどのように影響を受けているのかを示す調整表を開示することを企業に要求している。
- IE15 次の設例は、企業はこれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

### 設例 7：保険契約収益及び費用の純損益及びその他の包括利益計算書での表示

この設例では、設例 6 と同じ仮定を使用する。したがって、各年度の期末における保険契約残高及び各年度に認識する純損益の金額は、設例 6 と同じである。

企業は、各年度の期末現在のキャッシュ・アウトフロー合計のうち CU100 は投資要素であると判断する。期待キャッシュ・アウトフローの変動（設例 6 で仮定したものであり、下記の表に示している）は、投資要素に影響を与えない。したがって、この設例におけるキャッシュ・フローは次のようになる。

|                                       | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|---------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| <b>契約開始時の期待キャッシュ・アウトフロー：</b>          |              |              |              |
| 設例 7A 及び設例 7B                         | 200          | 200          | 200          |
| <b>第 2 年度の末日現在の実際／期待キャッシュ・アウトフロー：</b> |              |              |              |
| 設例 7A の場合                             | -            | 150          | 150          |
| 設例 7B の場合                             | -            | 450          | 450          |
| 各年度末における投資要素の返済（設例 7A 及び設例 7B）        | (100)        | (100)        | (100)        |

#### 設例 7A

|                         | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|
| <b>保険契約負債（設例 6A から）</b> |              |              |              |
| 期首残高                    | -            | 600          | 300          |
| <b>期末残高</b>             | <b>600</b>   | <b>300</b>   | <b>-</b>     |

B88 項に従って、企業は、各報告期間に表示する保険契約収益の金額を、残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額（企業が対価を受け取ると予想するカバー又は他のサービスに関連しない金額を除外する）として測定する。第 74 項で要求している保険契約残高の調整表は、純損益及びその他の包括利益計算書に認識された金額を次のように説明する。

## 設例 7：保険契約収益及び費用の純損益及びその他の包括利益計算書での表示

| 残存カバーに係る負債（純損益に直ちに認識する金額は除外） <sup>(a)</sup> | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|---|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高  | –            | 600          | 300          |
| キャッシュ・インフロー                                 | 900          | –            | –            |
| 保険契約収益 <sup>(b)</sup>                       | (200)        | (200)        | (200)        |
| 投資要素の返済                                     | (100)        | (100)        | (100)        |
| <b>期末残高</b>                                 | <b>600</b>   | <b>300</b>   | <b>–</b>     |

| 発生保険金に係る負債   | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高         | –            | –            | –            |
| 発生保険金        | 100          | 50           | 50           |
| 投資要素の返済      | 100          | 100          | 100          |
| キャッシュ・アウトフロー | (200)        | (150)        | (150)        |
| <b>期末残高</b>  | <b>–</b>     | <b>–</b>     | <b>–</b>     |

企業は、純損益及びその他の包括利益計算書に次の金額を表示する。

| 純損益及びその他の包括利益計算書     | 合計<br>CU   | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|----------------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 保険契約収益               | 600        | 200          | 200          | 200          |
| 発生保険金 <sup>(c)</sup> | (200)      | (100)        | (50)         | (50)         |
| 純損益に直ちに認識した金額        | –          | –            | –            | –            |
| <b>利益／（損失）</b>       | <b>400</b> | <b>100</b>   | <b>150</b>   | <b>150</b>   |

## 設例 7B

| 保険契約負債（設例 6B から） | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|------------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高             | –            | 600          | 450          |
| <b>期末残高</b>      | <b>600</b>   | <b>450</b>   | <b>–</b>     |

ILLUSTRATIVE EXAMPLES ON INSURANCE CONTRACTS

**設例 7：保険契約収益及び費用の純損益及びその他の包括利益計算書での表示**

第 74 項で要求している保険契約残高の調整表は、純損益及びその他の包括利益計算書に認識された金額を次のように説明する。

| 残存カバーに係る負債（純損益に直ちに認識する金額は除外） | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高                         | –            | 600          | 300          |
| キャッシュ・インフロー                  | 900          | –            | –            |
| 保険契約収益 <sup>(b)</sup>        | (200)        | (200)        | (200)        |
| 投資要素の返済                      | (100)        | (100)        | (100)        |
| <b>期末残高</b>                  | <b>600</b>   | <b>300</b>   | <b>–</b>     |

| 純損益に直ちに認識した金額に関する残存カバーに係る負債 | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高                        | –            | –            | 150          |
| 純損益に直ちに認識した損失               | –            | 150          | –            |
| 保険金発生時の損失の巻戻し               | –            | –            | (150)        |
| <b>期末残高</b>                 | <b>–</b>     | <b>150</b>   | <b>–</b>     |

| 発生保険金に係る負債           | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 期首残高                 | –            | –            | –            |
| 発生保険金 <sup>(c)</sup> | 100          | 350          | 350          |
| 投資要素の返済              | 100          | 100          | 100          |
| キャッシュ・アウトフロー         | (200)        | (450)        | (450)        |
| <b>期末残高</b>          | <b>–</b>     | <b>–</b>     | <b>–</b>     |

企業は純損益及びその他の包括利益計算書に次の金額を表示する。

| 純損益及びその他の包括利益計算書 | 合計<br>CU | 第 1 年度<br>CU | 第 2 年度<br>CU | 第 3 年度<br>CU |
|------------------|----------|--------------|--------------|--------------|
| 保険契約収益           | 600      | 200          | 200          | 200          |
| 発生保険金            | (800)    | (100)        | (350)        | (350)        |

**設例 7：保険契約収益及び費用の純損益及びその他の包括利益計算書での表示**

|                |              |            |              |          |
|----------------|--------------|------------|--------------|----------|
| 純損益に直ちに認識した損失  | (150)        | —          | (150)        | —        |
| 保険金発生時の損失の巻戻し  | 150          | —          | —            | 150      |
| <b>利益／（損失）</b> | <b>(200)</b> | <b>100</b> | <b>(300)</b> | <b>—</b> |

- (a) これらの設例では、当初認識時にも事後にも純損益に直ちに認識される損失はなかった。したがって、この調整表ではそうした損失を企業がどのように扱うのかを示していない。
- (b) B88 項に従えば、第 2 年度における保険契約収益は、純損益に直ちに認識した金額を除外した残存カバーに係る負債の期首と期末との差額として計算される（すなわち、CU600－CU300）。ここから投資要素の返済 CU100 について調整する。また、保険契約収益は、(B90 項に従って) 予想保険金及び他の費用 (CU100) の最新の見積りに、純損益に認識した契約上のサービス・マージン (設例 7A では：CU100 (設例 6A 参照)、設例 7B では：CU100 (設例 6B 参照)) 及びリスク調整の変動 (重要性がないと仮定) を加えた合計として計算することもできる。保険金の最新の見積りは、投資要素 CU100 を除外する。
- (c) 投資要素の返済 CU100 は、各年度に認識した発生保険金から除外された。

**直課可能な新契約費の事後の認識（第 56 項から第 59 項及び B88 項から B91 項）**

- IE16 B89 項(a)では、保険契約収益を測定する目的上、企業が、直課可能な新契約費を、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり配分することを要求している。したがって、保険契約収益は、保険料のうち当該コストの回収に関連する部分に等しい金額を含んでいる。
- IE17 さらに、第 32 項では、契約上のサービス・マージンの残額を、契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり純損益に認識することを企業に要求している。
- IE18 次の設例は、企業はそれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

**設例 8：直課可能な新契約費の事後の認識**

この設例では、保険契約ポートフォリオの当初認識時の測定についての設例 4A と同じ仮定を使用している。単純化のため、貨幣の時間価値には重要性がなく、予想費用はすべて予想どおりに発生し、直ちに支払われると仮定する。

契約ポートフォリオに係るカバー期間は 3 年であり、契約の発行時に開始する。このポートフォリオに関する仮定は次のとおりである。

- 期待インフロー CU900 は、各年度の期首に CU300 が 3 回の分割で支払われる。
- 当初認識時のリスク調整は CU30 に等しい (リスクの変動は、第 60 項(b)に従って事後に純損益に認識されることになる。この設例では、企業は毎年 CU10 を認識すると仮定する)。

**設例 8：直課可能な新契約費の事後の認識**

- 期待アウトフローは、次のもので構成される。
  - 新契約費 CU120（そのうち CU90 は保険契約ポートフォリオに直課可能で、カバー期間の開始時に支払われる）
  - 予想保険金 CU600（毎年 CU200 が発生し、支払われる）
- 当初認識時の契約上のサービス・マージンは CU180（すなわち、CU900－CU30－CU90－CU600）である。
- 直課可能な新契約費と契約上のサービス・マージンの両方とも、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり次のように純損益に認識される。

|                       | 合計   | 第 1 年度 | 第 2 年度 | 第 3 年度 |
|-----------------------|------|--------|--------|--------|
|                       | CU   | CU     | CU     | CU     |
| サービス提供のパターン（仮定）       | 100% | 20%    | 30%    | 50%    |
| 純損益に認識する契約上のサービス・マージン | 180  | 36     | 54     | 90     |
| 純損益に認識する直課可能な新契約費     | 90   | 18     | 27     | 45     |

企業は、純損益及びその他の包括利益計算書に次の金額を表示する。

| 純損益及びその他の包括利益計算書      | 合計         | 第 1 年度    | 第 2 年度    | 第 3 年度     |
|-----------------------|------------|-----------|-----------|------------|
|                       | CU         | CU        | CU        | CU         |
| 保険契約収益 <sup>(a)</sup> | 900        | 264       | 291       | 345        |
| 発生保険金                 | (600)      | (200)     | (200)     | (200)      |
| 新契約費 <sup>(b)</sup>   | (120)      | (48)      | (27)      | (45)       |
| <b>利益／（損失）</b>        | <b>180</b> | <b>16</b> | <b>64</b> | <b>100</b> |

(a) B90 項に従って、保険契約収益は、保険金及び他の費用の最新の見積り、当期に純損益に認識した直課可能な新契約費、当期に純損益に認識した契約上のサービス・マージン、及びリスク調整の変動の合計額として計算することができる。例えば、第 1 年度において保険契約収益 CU264 は下記の合計として計算することができる。

- 予想保険金 CU200
- 当期に純損益に認識した直課可能な新契約費 CU18
- 当期に純損益に認識した契約上のサービス・マージン CU36
- リスク調整の変動 CU10

(b) 第 1 年度において純損益及びその他の包括利益計算書に認識した新契約費は C48 に等しい。これは次のもので構成される。

- 当期に純損益及びその他の包括利益計算書に認識した直課可能な新契約費 CU18
- 当期に支払った新契約費のうち保険契約ポートフォリオに直課可能でないもの CU30

## ポートフォリオ移転で取得した保険契約の測定（第 43 項から第 44 項及び第 46 項）

IE19 第 44 項では、ポートフォリオ移転で取得した契約についての受取対価又は支払対価を、カバー期間前のキャッシュ・フローとして扱うことを企業に要求している。第 18 項の一般的な要求事項に従って、企業は、当該保険契約を履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージン（もしあれば）の合計額で測定する。契約上のサービス・マージンは、第 28 項に従って、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額と同額かつ反対方向の金額で測定される。

IE20 次の設例は、企業はこれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

### 設例 9：ポートフォリオ移転で取得した保険契約ポートフォリオの測定

ある企業が、ポートフォリオ移転で保険契約ポートフォリオを取得する。契約ポートフォリオについての受取対価は CU30 に等しい。当初認識時に、企業は、履行キャッシュ・フロー（リスクについて調整後の正味キャッシュ・フローの EPV）を次のように見積る。

- (a) 設例 9A の場合：CU20。したがって、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額は CU(10)であり、当初認識時の契約上のサービス・マージンは CU10 である。
- (b) 設例 9B の場合：CU45。したがって、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額は CU15 である。契約上のサービス・マージンは負の値とすることができないので、企業は CU15 の損失を認識する。

当初認識時に、企業は保険契約負債を次のように測定する。

|                   | 設例 9A     | 設例 9B     |
|-------------------|-----------|-----------|
|                   | CU        | CU        |
| 履行キャッシュ・フロー       | 20        | 45        |
| 契約上のサービス・マージン     | 10        | —         |
| <b>当初認識時の保険契約</b> | <b>30</b> | <b>45</b> |
| 純損益に与える影響：        |           |           |
| <b>当初認識時の損失</b>   | <b>—</b>  | <b>15</b> |

設例 9A では、受取対価と履行キャッシュ・フローとの差額 CU10 が、当初認識時に契約上のサービス・マージンを設定する。したがって、当初認識時に、企業は当該ポートフォリオを受取対価 C30 で測定する。

設例 9B では、企業は当該ポートフォリオを履行キャッシュ・フロー（CU45 に等

**設例 9：ポートフォリオ移転で取得した保険契約ポートフォリオの測定**

しい) で測定する。契約上のサービス・マージンは存在しない。受取対価と履行キャッシュ・フローとの差額 CU15 は、当初認識時に損失として認識される。

**企業結合で取得した保険契約の測定（第 43 項から第 46 項）**

IE21 第 44 項では、企業が企業結合で引き受けた保険契約ポートフォリオについての受取対価又は支払対価を、カバー期間前のキャッシュ・フローとして扱うことを要求している。受取対価又は支払対価は、当該契約ポートフォリオの公正価値である。第 18 項の一般的な要求事項に従って、企業は、当該契約を履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージン（もしあれば）の合計額で測定する。契約上のサービス・マージンは、第 28 項に従って、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額と同額かつ反対方向の金額で測定される。第 45 項では、企業結合で取得した契約の当初測定は、IFRS 第 3 号「企業結合」に従ってのれん又は割安購入益を算定する際に使用しなければならないと要求している。

IE22 次の設例は、企業はこの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

**設例 10：企業結合で取得した保険契約の測定**

ある企業が、企業結合で保険契約ポートフォリオを引き受ける。引き受けた保険契約ポートフォリオの公正価値（カバー期間前のキャッシュ・フローとみなされる）は CU30 である。企業は履行キャッシュ・フローを次のように見積る。

- (a) 設例 10A の場合：CU20。したがって、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額は CU(10)であり、当初認識時の契約上のサービス・マージンは CU10 である。
- (b) 設例 10B の場合：CU45。したがって、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額は CU15 である。当該測定は IFRS 第 3 号に従ってのれん又は割安購入益を算定するために使用される。契約上のサービス・マージンは存在しない。

当初認識時に、企業は保険契約負債を次のように測定する。

|                     | 設例 10A    | 設例 10B    |
|---------------------|-----------|-----------|
|                     | CU        | CU        |
| 履行キャッシュ・フロー         | 20        | 45        |
| 契約上のサービス・マージン       | 10        | —         |
| <b>当初認識時の保険契約負債</b> | <b>30</b> | <b>45</b> |



**設例 10：企業結合で取得した保険契約の測定**

純損益に与える影響：

**当初認識時の損失** -                      -

設例 10A では、公正価値と履行キャッシュ・フローとの差額 CU10 は正味利得を表すので、当該金額が当初認識時の契約上のサービス・マージンを設定する。したがって、企業は当初認識時に当該ポートフォリオを公正価値 C30 で測定する。

設例 10B では、公正価値と履行キャッシュ・フローとの差額は正味利得を表さないもので、契約上のサービス・マージンは存在しない。企業は当該ポートフォリオを履行キャッシュ・フロー CU45 で測定し、企業結合において当初認識するのれん（又は割安購入益）を算定するために当該金額を使用する。その結果、のれんは、企業が当該ポートフォリオを公正価値 CU30 で測定とした場合よりも CU15 多くなる（又は割安購入益が CU15 少なくなる）。

### 企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に係る測定及び表示（第 33 項から第 34 項、第 66 項及び B83 項から B87 項）

- IE23 第 33 項における要件に該当する場合、第 34 項では、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを算定し、当該履行キャッシュ・フローを、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローとは異なる基礎で測定することを企業に要求している。B85 項では、次の両方を特定する方法でキャッシュ・フローを分解することを企業に要求している。
- (a) キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに対応して変動すると予想される範囲
  - (b) 保険契約者が受け取る最低限の固定支払
- IE24 第 66 項では、企業が第 33 項から第 34 項を適用する場合の履行キャッシュ・フローの変動の表示を定めている。特に、第 66 項では、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（基礎となる項目以外の要因に対応して変動すると予想されるもの及び固定であるものを含む）の変動を、第 60 項から第 65 項に従って、純損益及びその他の包括利益に認識することを企業に要求している。言い換えると、当該キャッシュ・フローについて、
- (a) 基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されないキャッシュ・フローに係る金利費用を、契約の当初認識時に適用した割引率を用いて純損益に認識する。
  - (b) その他の包括利益を、割引率の変更の影響を認識するために使用する。

IE25 次の設例は、企業はこれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

**設例 11：企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約**

**保険契約者に対する支払の構成要素**

ある保険契約が、保険契約者に対する支払を次のように定めている。

- (a) 保証された金額 (CU1,000) に、以下を加算
- (b) CU1,000 を超える資産プールの価値の増加の 90%、すなわち、 $90\% \times [(資産の価値 - CU1,000) と CU0 のいずれか大きい方]$

負債が連動している資産合計に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローを特定するために、これらの構成要素は次のように表現し直すことになる。

- (a) 資産の 90% に、以下を加算
- (b) CU100 の固定支払
- (c) 保険契約者が満期時に行使価格 CU900 で資産の 90% を企業に売却できるオプションの価値

第 33 項から第 34 項及び第 66 項(a)は、第 1 の構成要素、すなわち、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローだけに適用される。これらの履行キャッシュ・フローは基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定され、これらの履行キャッシュ・フローの変動は、基礎となる項目の価値の変動の認識と同じ基礎で純損益又はその他の包括利益に認識される。

キャッシュ・フローの第 2 の構成要素は固定支払 CU100 である。このキャッシュ・フローは基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されないため、第 33 項から第 34 項及び第 66 項(a)は適用されない。この構成要素は第 18 項から第 32 項に従って測定される。CU100 に適用する割引率の変更の影響は、第 64 項に従ってその他の包括利益に認識される。

第 33 項から第 34 項及び第 66 項(a)は、負債のオプション要素 (オプションの価値) には適用されない。当該オプション要素から生じるキャッシュ・フローは基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想されるからである。この構成要素は第 18 項から第 32 項に従って測定される。キャッシュ・フローの価値の変動は第 66 項(b)に従って純損益に認識される。

したがって：

**基礎となる資産プールが純損益を通じて公正価値で測定される場合：**

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動は、基礎となる項目の公正価値の変動の 90% に等しい。当該キャッシュ・フローの変動は純損益に認識される。第 66 項(a)が、当該履行キャッシュ・フローの変動を基礎となる項目の価値の変動の認識と

**設例 11：企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約**

同じ基礎により（純損益を通じて）認識することを要求しているからである。

- (b) 保険契約者に対する最低限の固定支払を、第 25 項に定めている割引率を用いて割り引く。第 60 項(h)に従って、固定キャッシュ・フローに係る金利費用を純損益に認識し、当該キャッシュ・フローの特性を反映した、契約の当初認識日に適用した割引率を用いて算定する。第 64 項及び第 66 項(c)に従って、第 25 項に定めている割引率（報告日に決定）を用いて測定した保険契約の帳簿価額と、第 60 項(h)に定めている割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額との差額をその他の包括利益に認識して表示する。
- (c) オプションに関する履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を第 66 項(b)に従って純損益に認識する。

**基礎となる資産プールがその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合：**

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動は、基礎となる項目の公正価値の変動の 90%に等しい。当該変動を、第 66 項(a)に従って、対応する基礎となる項目の変動と整合的に純損益又はその他の包括利益に表示する。
- (b) 保険契約者に対する最低限の固定支払を第 25 項に従った割引率を用いて割り引く。第 60 項(h)に従って、固定キャッシュ・フローに係る金利費用を純損益に認識し、当該キャッシュ・フローの特性を反映した、契約の当初認識日に適用した割引率を用いて算定する。第 64 項及び第 66 項(c)に従って、第 25 項に定めている割引率（報告日に決定）を用いて測定した保険契約の帳簿価額と、第 60 項(h)に定めている割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額との差額をその他の包括利益に認識して表示する。
- (c) オプションに関する履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を第 66 項(b)に従って純損益に認識する。

**基礎となる資産プールが償却原価で測定される場合：**

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動は、基礎となる項目の帳簿価額の変動の 90%に等しい。当該変動を、第 66 項(a)に従って対応する基礎となる項目の変動と整合的に純損益に表示する。
- (b) 保険契約者に対する最低限の固定支払を第 25 項に従った割引率を用いて割り引く。第 60 項(h)に従って、固定キャッシュ・フローに係る金利費用を純損益に認識し、契約の当初認識日に適用した割引率を用いて算定する。第 64 項及び第 66 項(c)に従って、第 25 項に定める割引率（報告日に決定）を用いて測定した保険契約の帳簿価額と、第 60 項(h)に定める割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額との差額をその他の包括利益に認識して表示する。
- (c) オプションに関する履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を第 66 項(b)に従って純損益に認識する。

## 移行時の残高の認識及び認識の中止（C3 項）

IE26 C3 項は、本基準 [案] の最初の適用時に企業が行う修正を定めている。

IE27 次の設例は、企業はこれらの要求事項をどのように適用するのかを例示している。

### 設例 12：移行時の残高の認識及び認識の中止

表示する最も古い期間の期首に、ある企業が、従前の会計方針に従った財務諸表において次の金額を認識していた。

|               | CU    |
|---------------|-------|
| 繰延新契約費        | 150   |
| 企業結合から生じた無形資産 | 200   |
| 保険契約負債        | (900) |

移行日に、企業は以下を見積る。

- (a) 保険契約負債を、キャッシュ・フローの正味期待現在価値（CU600）、リスク調整（CU10）及び契約上のサービス・マージン（CU30）の合計額で、すなわち、CU640 として。
- (b) 資本の個別の内訳項目（その他の包括利益累計額）に認識すべき金額は CU100 に等しい。当該金額は以下の差額として計算される。
  - (i) CU600（現在の割引率を用いて算定した移行日現在のキャッシュ・フローの期待現在価値）
  - (ii) CU500（ポートフォリオの認識時に適用した割引率を用いて割り引いた移行日現在のキャッシュ・フローの期待現在価値）

また、企業は、過去の企業結合から生じた無形資産のうち無形資産の要件を満たさない部分は CU125 に等しいと結論を下す。

その結果、企業は、移行日に以下の調整額を認識する。

- (a) 保険契約負債の減少 CU260（CU900－CU640）
- (b) 繰延新契約費の認識の中止 CU150 と、無形資産の定義を満たさない無形資産の認識の中止 CU125 から生じる資産の減少の合計額 CU275
- (c) 資本の個別の内訳項目（その他の包括利益累計額）の減少の合計額 CU100
- (d) したがって、利益剰余金の正味増加 CU85（CU260－CU275＋CU100）

## 移行時の保険契約の測定（C4 項から C6 項）

- IE28 C4 項から C6 項は、表示する最も古い期間の期首に財政状態計算書に認識する金額と表示する最も古い期間の期首以降に保険契約に関して稼得した収益の金額を算定するための修正遡及アプローチを定めている。企業は、本基準 [案] の遡及適用が実務上可能でない場合には、当該アプローチを適用する。
- IE29 次の設例は、企業はこれらの原則をどのように適用するのかを例示している。

### 設例 13：移行時の保険契約の測定

ある企業が、本基準 [案] を遡及適用するために必要なすべての情報が利用可能ではないと判断した。企業は、表示する最も古い期間の期首現在の履行キャッシュ・フローを次のように見積る。

|  | <b>CU</b>  |
|--|------------|
| キャッシュ・アウトフローの正味期待現在価値（貨幣の時間価値の影響 CU20 を含む） | 280        |
| リスク調整                                      | 100        |
| <b>履行キャッシュ・フロー</b>                         | <b>380</b> |

C6 項に従って、企業は当初認識日の金額を次のように見積った。

- (a) 正味期待キャッシュ・インフローは CU400 に等しい。これは、移行日前に発生した実際キャッシュ・インフロー CU700 から、移行日現在の正味期待キャッシュ・アウトフロー CU300 を控除した金額として算定された。
- (b) 契約ポートフォリオの当初認識時に適用していたであろう割引率を用いた貨幣の時間価値の影響（当初認識時の見積り）は CU50 である。
- (c) 当初認識日現在のリスク調整は、移行日現在のリスク調整と同じであると仮定する。これは CU100 である。
- (d) したがって、（第 28 項に従って）当初認識時に測定した契約上のサービス・マージンは CU250（CU400－CU50－CU100）である。

さらに、企業は、（第 32 項に従って）移行前に収益として純損益に認識していたであろう契約上のサービス・マージンを CU150 と見積る。したがって、移行日現在の契約上のサービス・マージンは CU100（CU250－CU150）である。

その結果、移行日現在の保険契約負債の帳簿価額は CU480 に等しい。これは移行日現在で見積った履行キャッシュ・フロー CU380 と、契約上のサービス・マージン CU100 との合計額として計算されている。